

家族療養費付加金一部申請払いについて

標題の件、当健保の18歳以下の家族療養費付加金は自動支払いではなく申請払いです。

※自動支払いとは・・・医療機関からの請求に基づき、弊健保にて処理し被保険者へ自動的に支払う

※申請払いとは・・・被保険者等からの給付申請に基づき、弊健保にて処理し被保険者へ支払う

■申請対象者：18歳以下（18歳に達した日以降、最初の3月31日迄）

※同じ月および同じ医療機関に対して、窓口支払額が2万円（医療機関で処方された調剤（お薬）を含めた合計額）を超え、かつ18歳以下で居住する自治体の医療費助成対象となっていない方

※上記の申請対象者以外については、これまで通り申請の必要はありません。（自動支払い）

≪制度説明≫

【家族療養費付加金】

自己負担が2万円を超えた場合に、規程に従い給付される弊健保独自の制度

<計算式> $(\text{窓口負担} - 2\text{万円}) \times 1/2$

※自己負担限度額を超えた場合は、高額療養費支給基準の1/2

【手続き方法】

「家族療養費付加金支給申請書（18歳以下）」に必要事項を記入の上、「診療費明細書兼領収証（写）」を添えて提出して下さい。

【提出先】

社内メール：（延岡）旭化成健康保険組合 給付担当

郵送：〒882-0847 宮崎県延岡市旭町2丁目1-3

旭化成健康保険組合 給付担当

【支払時期】

診療月の約3～4ヶ月後に、原則、給与加算にて支給

※診療報酬明細書（医療機関からの請求書）が、弊健保到着まで2～3ヶ月を要する為

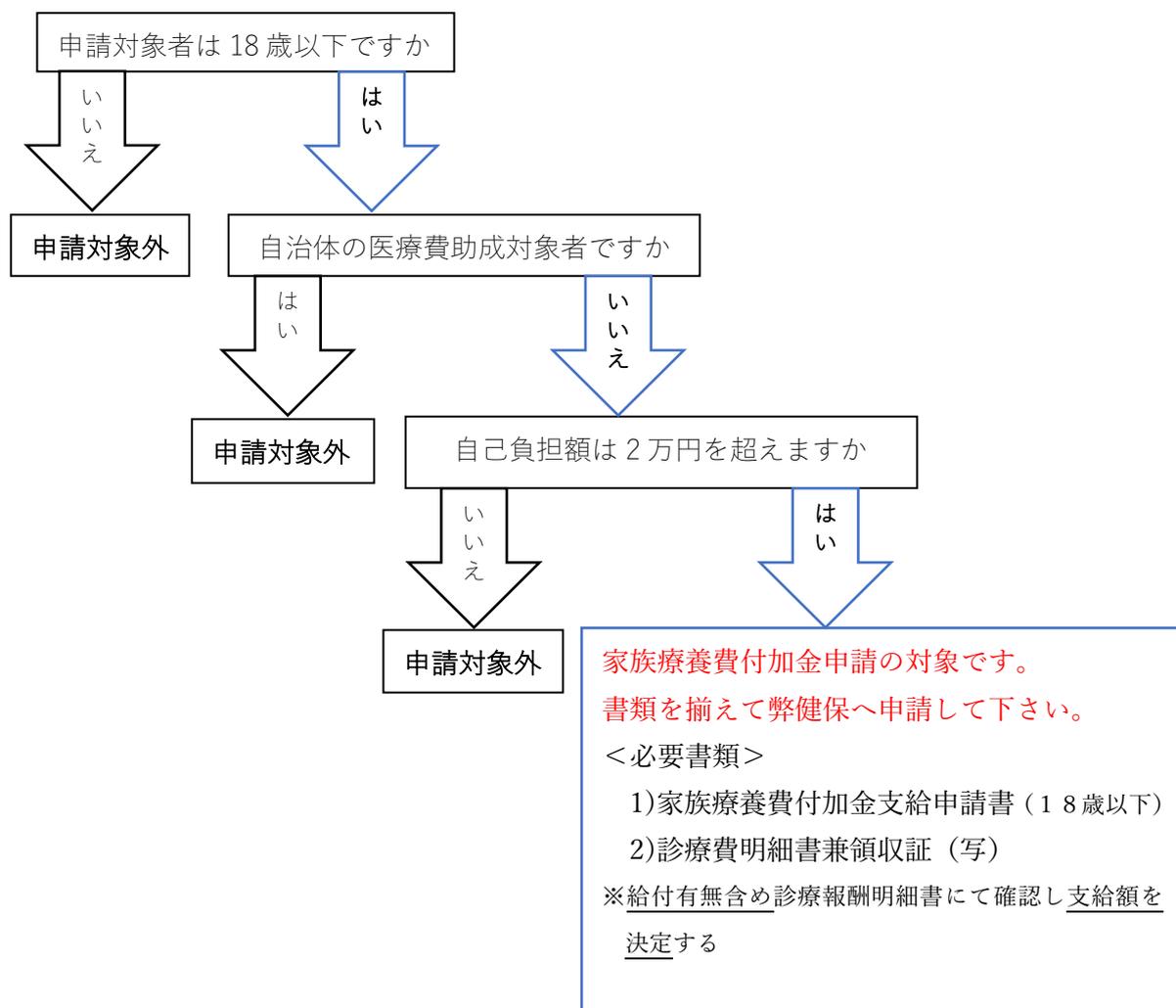
※提出された申請書等を基に、給付有無含め診療報酬明細書にて確認し支給額を決定する

※任意継続者および退職者については、弊健保に登録された金融機関へ振込む

【その他】

1. 地方自治体による医療費助成の詳細をお知りになりたい方は、お住まいの都道府県や市区町村の担当課までお問い合わせ下さい。
2. 給付に当たって、弊健保より自治体にお問い合わせする場合があります。

申請フロー



【申請様式】

- 旭化成健康保険組合ホームページ → 各種届出・申請用紙
→ 医療費が高額になったとき → 家族療養費付加金支給申請書 (18歳以下)

【問合せ先】

旭化成健康保険組合給付担当

kenpo@om.asahi-kasei.co.jp

※お問い合わせ時は、保険証に記載されている「記号」「番号」「氏名」を明記下さい。

例) 記号 20 番号 1234567 氏名 健保 太郎